

動薬協会発 21 号  
令和 8 年 5 月 7 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 池田 一樹  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条の規定に基づき検査に係る留意事項について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別紙のとおり動物医薬品検査所長通知（8 動薬第 204 号）がありましたので、お知らせします。